

第8回淡路市環境審議会 会議録

日 時：平成29年10月10日（月） 午後2時～午後3時50分

場 所：淡路市役所大会議室1

出席者：藤原会長、武田会長職務代理、大上委員、上野委員、黒田委員、安田委員、社領委員、木村委員、岡委員、鳥田委員
（3名欠席：嶽山委員、岸本委員、中嶋委員）

事務局：下原部長、城越次長、山田課長、福條副課長、中野

1. 開会

【事務局】

失礼します。改めまして皆様こんにちは。定刻となりましたので、只今より、第8回淡路市環境審議会を開催させていただきます。

開会にあたりまして、本来でございましたら、市長よりご挨拶を申し上げるところでございますが、本日、公務の都合により欠席させていただいておりますので、かわりまして、市民生活部長の下原よりごあいさつを申し上げますのでよろしくお願いいたします。

2. あいさつ

【部長】

失礼します。市民生活部長の下原です。

本日は、何かとお忙しいところ、第8回淡路市環境審議会へのご出席を頂きありがとうございます。

日ごろは、環境行政にご支援ご協力をいただきますこと、この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

平成25年に淡路市環境基本条例を制定し、環境基本条例に定める基本理念のもと、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策として、平成27年3月に淡路市環境基本計画を策定いたしております。

この環境審議会は、環境基本法に基づき、設置された組織であり、環境基本計画策定後、第1回目の審議会を平成28年1月に第7回淡路市環境審議会として開催いたしました。前回の会議から今回の会議の開催にあたり、少し時間が経過し、委員の皆様には大変ご心配をおかけしましたが、本日の会議をもとに、年1回程度、環境審議会を開催しまして、本市の環境問題について考えていきたいと考えております。これからも委員皆様の貴重なご意見をよろしくお願いしまして、簡単ではございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。本日からどうぞよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

【事務局】

部長、ありがとうございました。

それでは、本年度初めての会議であり、新しく委員になられた方もおられますので、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思いますのでよろしく願います。

それでは、藤原委員より順次左回りで願います。

【委員】（自己紹介）

【事務局】

ありがとうございます。ここで、事務局の紹介もいたしたいと思います。

【事務局】（自己紹介）

【事務局】

それでは、本日の会議ですが、淡路市環境審議会規則第2条では、審議会の会議は過半数の委員の出席がなければ、開くことができないと定められています。

本日は、14名の委員の中、嶽山委員、岸本委員、中嶋委員の3名の欠席のみでございますので、出席者過半数ということで、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

4. 会長選出及び会長代理の指名

【事務局】

続きまして、本会の会長の選出でございますが、淡路市環境基本条例第23条第1項で委員の互選によるものと定めております。

委員の皆様方、会長の選出につきまして、ご意見ございませんでしょうか。

特にないようですので、事務局案を提案させていただいてよろしいでしょうか。

【委員】

事務局一任

【事務局】

ありがとうございます。それでは事務局案としましては、長年に渡り環境問題に取り組み、本市の環境基本計画の策定にも大変ご尽力をいただいております、藤原委員に続けてお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【事務局】

ありがとうございます。それでは、藤原委員に会長をお願いしたいと思えます。

それではここで、藤原会長に一言ご挨拶をいただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

【会長】

皆さん、改めましてこんにちは。環境といいますと、なにかと規制という面が大きいかと思われまます。淡路市の産業といいますと、農業、漁業、観光業等々あり、現在、企業誘致もどんどん進んできております。そのベースとしては、やはり淡路市の環境だと思っております。それを活かしていくことが淡路市の活性化につながると思えます。環境を堅苦しいことではなくて、うまく活用していく。ただし、自然の仕組みを逸脱すると元に戻らなくなって、そのためにかえってお金もかかることとなります。うまく使えば、地域の発展につながると思えます。環境を活かして発展していく。本日は、淡路市の発展のために、皆様の貴重なご意見をよろしくをお願いします。

【事務局】

会長、ありがとうございました。

続きまして、淡路市環境基本条例第23条第3項では、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理すると定められておりますので、藤原会長に職務代理者の指名をお願いしたいと思えますのでよろしくをお願いします。

【会長】

それでは、会長職務代理に武田委員を指名いたします。

【事務局】

武田委員、いかがでしょうか。

【武田委員】

はい、わかりました。よろしくをお願いします。

【山田課長】

ありがとうございます。

それでは武田委員様よろしく申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきたいと思います。

淡路市環境基本条例第23条第2項で、会長は会務を総理すると定められていますので、藤原委員、会長席に移動のほど、よろしく申し上げます。

それでは、藤原会長、議事の進行をよろしく申し上げます。

【会長】

それでは、5番の協議事項にはいりたいと思います。

協議事項1番の第7回環境審議会会議録について、事務局より説明願います。

5. 協議事項

(1) 第7回環境審議会会議録について

【事務局】

失礼します。それでは、第7回環境審議会会議録につきましてご説明させていただきます。

(以下、資料1により説明)

【会長】

事務局より、説明が終わりました。委員のみなさん何か意見等ありますか。

【委員】

特になし

【会長】

特になしということですので、第7回環境審議会会議録は、淡路市のホームページ内にて公表されます。

次に、2番の環境審議会の役割について、事務局より説明願います。

(2) 環境審議会の役割について

【事務局】

失礼します。それでは、環境審議会の役割につきましてご説明させていただきます。

(以下、資料2、資料3により説明)

【会長】

事務局より、説明が終わりました。委員のみなさん何か質問等ありますか。

【委員】

特になし

【会長】

特になしということですので、委員のみなさん、残りの任期が短いですが、

よろしく申し上げます。

次に、3番の環境指標の進捗管理等について、事務局より説明願います。

(3) 環境指標の進捗管理等について

【事務局】

失礼します。それでは、環境指標の進捗管理等につきましてご説明させていただきます。

(以下、資料4、参考資料により説明)

【会長】

事務局より、説明が終わりました。委員のみなさん何か質問等ありますか。

【会長】

鳥獣被害に関して、28年度から県への報告区分が水稲と果樹の一部へと変更になり、27年度までは報告区分の変更がないとのことですが、26年度から27年度への数値の変更理由は何かありますか。

【事務局】

被害面積に対する被害額となっておりますので、特に変更理由はありません。

【委員】

鳥獣被害に関して、駆除の状況はどうなっていますか。有害鳥獣はイノシシですか。また、イノシシの駆除はしていますか。

【事務局】

はい。イノシシの駆除となっております。駆除は、猟友会へ依頼して駆除しております。捕獲数ですが、28年度が、2,516頭。27年度が、1,999頭。26年度が2,121頭となっております。また、駆除に対する補助事業としましては、防護柵の設置となっております。

【委員】

イノシシの数は減ってきていますか。

【事務局】

防護柵の数も毎年設置数が増えておりますが、イノシシの数は減ってきておりません。国の補助メニューも利用して、防護柵の数も増やしております。

【委員】

イノシシが山からどんどん住宅地の方へ降りてきている。住宅地ですので、畑等ないのですが、イノシシがきて困っている。道路を横断しているイノシシを見たとの報告もあります。山での餌が減ってきているのか、家庭から出る生ごみを餌にするために、ごみ集積所に降りてきているのか分かりません。住宅地ですので、猟友会へ依頼もできませんし、捕獲檻を設置することもできません。

【会長】

住宅地で実際に家庭ごみをあさる等の何か被害報告はありますか。

【委員】

特に聞いていませんが、住宅地での目撃は聞いています。

【委員】

鳥獣被害のことについて、例えば、一度でもイノシシ等の有害鳥獣が田や畑を通れば、その田や畑は全て被害になるのか。また、実際に有害鳥獣が原因での作物の取れ高によるものなのか。何か基準があるのですか。

【事務局】

被害額の算定ですが、有害鳥獣被害にあった場合、農家の方は共済等には入っているの、市や共済事務所へ報告があります。報告があったもの全てを面的にカウントしている。共済については保険金がおりの算定基準がありますが、それ以下についても全て報告があったものについて、カウントしています。逆に被害があっても、報告がなければカウントされていないので、報告した数値以上の被害はあると思います。

【委員】

台風等その年によって被害が違うということですか。

【事務局】

はい。そのようになります。

【委員】

かいぼり活動の予算ですが、予算の内訳を教えてください。どんどん漁師の参加者数も減ってきており、持ち出しする金額が増えてきている。内訳が分かれば、何か参加者への呼びかけにもつながる。

【事務局】

27年度までは、県の事業でございましたが、28年度より市の助成事業として、かいぼり活動を実施しております。市の助成事業として、28年度は津名地区の田主が2か所、北淡地区の田主が2か所実施しており、上限50万円での助成事業となっております。内訳でございますが、助成対象となるものは、泥流しに係る作業委託費、スコップ等の機材購入費、保険代やポンプ等借り上げのリース代、郵便切手代等になります。

【会長】

上限50万円ということですが、かいぼりした場所全てに50万円を助成できますか。かいぼりした場所全てに助成できればいいと思う。

【事務局】

予算的にも限度額がございますので、かいぼりした場所全てに助成は難しいと思います。29年度は200万円の予算ですので、予算の範囲内での助成となります。

【委員】

かいぼりした時にどのような生き物がいた等の情報はありますか。

【委員】

私が過去に実施した時は、鯉や鮒が多数いましたが、ブルーギル等はほとんどいなかったです。

【委員】

外来種がけっこう問題になる。かいぼりした時にブルーギルやブラックバス等の駆除もあわせて実施していただければ問題解決にもなるかと思います。

【事務局】

委員にお聞きしたいのですが、かいぼり実施時に一緒に参加して、捕獲した外来種の生態系を調査していただける機関を紹介していただければ、担当課の方にもかいぼり活動だけではなく、外来種の調査等の環境問題も付け加えるよう協議できるのですが、どこかあれば教えていただけますか。

【委員】

神戸市の須磨水族園へ相談すれば、そういった機関を紹介していただけると思います。

【事務局】

ありがとうございます。一度担当課へ協議してみます。

【委員】

来月にかいぼりを予定しており、小学生が一度見学したいという話があったが、日程が合わなかった。

【事務局】

捕獲物の結果がわかれば、ここの池にはこういった種類の生物がいると報告等できるのですが。

【委員】

かいぼり時には1トンほど入る容器を3個ほど持っていき、そこに魚等をいれますので、見ることは可能です。

【委員】

子供たちも一緒に参加できるといい体験になり、勉強にもなるので、実施してみてもどうかと思う。

【会長】

かいぼりについては、ため池管理者や漁業者が中心になって実施している。環境という分野でも子供たちやその関係者たちへ情報提供を行えば、その人たちが興味を持って参加していただける。また、子供たちがかいぼりに馴染むと、大きくなった時には、自らかいぼり活動を実施し、かいぼり活動自体が広がっていく。行政単位として日本一のため池地域が淡路市ですので、他の地域に行けばできないことが、淡路市では日常的にできる。ものすごい財産になる。是非、推進会議等でも協議していただきたい。事前に関係部署等協議して、子供

たちが関われるようにしていただきたい。また、捕獲された魚等も調査していただきたい。

【事務局】

はい。関係部署等と協議していきたいと思います。

【委員】

かいぼりをする時は、市へいえばいいのか、県へいえばいいのか。

【事務局】

市の方で助成事業がありますので、市へ行っていただければいいと思います。県とも連携をとっていると思います。

【委員】

環境学習ですが、小学4年生を対象に社会見学を実施していると説明がありましたが、環境学習は主に3年生で行うのではありませんか。そういう風に理解していますが。4年生に限定しているのですか。

【事務局】

小学3年生におきましても、何か社会見学とは別の環境学習をしていると聞いておりますが、基本計画内の環境指標の数値でございますが、ごみ焼却場等の環境施設への社会見学した学校数となっておりますので、4年生以外でも環境学習は実施しているとは思いますが、環境指標の説明としましては、4年生が社会見学した学校数となります。

【会長】

確か、小学3年生で年間5日間の環境体験学習、小学5年生では自然学校があると思います。他にも環境学習があるかもしれませんし、小学校以外でも環境学習的なことをしているかもしれません。そういった事業を全て含めると色々な環境学習が行われています。環境指標は、4年生に限定した数値になっているということですね。

【事務局】

はい。計画策定時の数値が4年生の社会見学した学校数となっております。4年生以外の学年等につきましても、担当課へ環境学習について、対象と内容を確認し、次回報告いたします。

【委員】

竹林関係ですが、例えば里山整備です。国や県の方でも市とは別の補助事業があると思いますので、そういった市以外の補助事業も市の事業と含めて周知すれば、ボランティア団体等も参加でき、問題解決にもつながります。環境部門の補助事業のメニューを情報提供していただきたい。

【委員】

参加者に日当が配当できる事業もあれば、完全にボランティアの事業もある

ので、情報が多い方が助かる。

【会長】

国の方でも補助金をだす事業を探していることもあります。そういうところへどんどん応募して、成果をあげると向こうから逆に補助事業の案内があることもあります。好循環になってくるので、それを引き込んですると環境だけではなく、そこから発生して観光等にもつながる。新しい補助金をつけたいこともあるので、そのベースとなるように色々と応募し、成果をあげれば淡路市の発展にもつながる。まずは、環境部門で成果をつくり、広げていけば市としても非常にプラスになると思う。ボランティア団体等も一覧化すれば、どこの団体がどのような活動を実施しているかわかるので、一覧化すればいい。

【事務局】

はい。ホームページや広報等、手段はわかりませんが、環境部門における補助事業やボランティア団体等について、関係部署等と協議していきたいと思います。

【会長】

環境基本計画にもありますが、行政、市民、事業者、滞在者と役割がありません。行政だけが取り組めばいいということではなく、市民や事業者だけが取り組めばいいということではありません。滞在者ということが特徴です。淡路市にきた人が淡路市はこういうところだということを持ち帰り、また、その情報を別の人に伝える。そうすれば、環境推進としてよりよい生活発展へとつながります。そういう視点で数値だけではなく、具体的にどのように市民等へ伝えていくのかを考える必要がある。

また、環境基本計画にも市民の取り組みがありますので、例えば市民の方がボランティアとして活動している団体名や内容等のリストもあると情報共有もでき、また今後つながるし、行政にとってもいいことだと思う。大変だとは思いますが、少しずつ進めていければいいと思います。

【事務局】

はい。関係部署等と協議していきたいと思います。

【委員】

この環境審議会でも検討したこと等を議事録でホームページへ公表することになっていますが、環境指標の進捗管理等の資料もつけるとは思います。その時に議事録とは別に淡路市の環境の状況というものを進捗状況とともに何か考察をふまえて、掲載することは考えていますか。数値だけでは、実際にどういうことかわからないので、その年度の状況を取組みや考え方を加えて公表することはできますか。

【事務局】

書き加えることについて、関係部署との協議も必要なため、即答できませんが、例えば、地球温暖化対策であれば、30年度に取り組むべきことを今検討していますので、そういうことを今年度の結果をふまえて、書き加えることは可能だと思います。しかし、書き加えることができる分野とできない分野があります。今の時点で、来年度の取り組みが確定しており、間に合う分については、可能だと思います。全てがとといいますと、難しいと思います。

【委員】

例えば、温暖化対策について市の情報だけではなく、例えば、創造協会でもうちエコ診断等していますので、市の情報だけではなく、そういった県等の情報もホームページ等で掲載すれば、市民にとって非常に助かると思います。

【事務局】

はい。関係部署と協議していききたいと思います。

【委員】

環境指標の進捗管理をまとめた表ですが、例えば、環境基本計画の27ページには、低炭素社会の実現という見出しがあり、その中に環境施策・環境行動指針の表があります。この表の基本施策から64ページの環境指標を設定していると思いますが、抜粋されていない基本施策もありますので、全ての基本施策についても指標等を記載してほしい。数値としてでないものに関しては、取り組み内容等の考え方を記載してほしい。また、各環境施策についても、取り組み事例等の内容を教えてほしい。

【事務局】

市の取り組みとして、例えば、基本施策の環境に配慮した交通の推進では、ハイブリッド車をはじめ、EV車の導入等があり、抜粋されていない基本施策について対応することは可能だと思いますが、基本計画策定時に環境指標の設定施策が決まっておりました。それ以外の項目についても含め、表の見直し等を検討したいと思います。

【委員】

淡路市は竹林が非常に増えてきていると思う。バイオマス計画等もありますが、将来的に淡路市の竹林整備について、どのように考えていますか。

【会長】

この環境審議会では、非常に重要な項目です。淡路市の竹林面積は、日本の平均よりもはるかに多いことは事実です。島内においても、特に淡路市が多いです。間伐するだけでも非常に労力がかかるので、なかなか次に間伐しようと思わない。竹は、竹細工やフローリング等、色々なことができますが、経費が非常にかかるので、結局、なかなかうまくいかない。だから、1番手軽なことがチップ化にして燃料にすることなのです。

ですから今、竹ボイラーの導入とチップ化したものを燃料することが、少し動き始めたところです。

【委員】

竹林はずっと根がはっていき、1年ですごく範囲が拡大する。普通の木であれば切って放置しておけば、腐ってくるのだが、竹はなかなか腐らないと思うのだが。

【委員】

実は、竹の方が腐りやすい。割と雨風にさらすと腐りやすいです。しかし室内等で乾燥するとなかなか腐りません。

【会長】

切った竹を埋めることも大変ですし、全体を切ってしまうと、地上部で光合成せずに、近くで笹状の小さな竹がたくさんできてくる。切り続けなければいけないので、今のところ50%くらい切ると8年間かけてもとに戻るくらいです。間伐することが1番です。枯れた竹だけを除けば、竹林の見目は少し綺麗になる。

しかし、そこまでの人手もないので、見えるところから管理をして、よくなったなという実感をみんなにもってもらえば、やはりきちんと管理をしなければいけないという気持ちになる。そういう人が集まれば、協力して少しずつ竹林も綺麗になっていくということを広めることが一つです。

そしてもう一つが大量に伐採して、燃料化することです。それが方法だと思っています。

【委員】

実行にあたり、長い期間を要しますが、放置していれば、ずっと広がっていくので仕方ないと思います。

【会長】

ですから、計画して管理していくしかないと思います。個人的な野望としては、学校林という形で、学校区で1つ竹林を管理していく。竹林管理者等の協力が必要ですが、子供たちが竹の子掘り等を体験するようなどころがあってもいいような気がします。解決策になるかわかりませんが、そういうことも声かけしていけばいいと思います。

【委員】

農家の立場からいいますと、1番効率がいいのが、竹の子の時期に掘ることです。その竹の子を加工するなりする方法をとっていただければいいと思います。子供たちやその関係者も自分たちも喜ぶと思います。竹にしてからチップにするとしても、茎や枝の部分が残ります。そのへんを考えると、やはり竹の子の時に採る方がいいと思います。

【委員】

竹自体はチップにできますが、さきほどお聞きしました、枝や葉を処理する

には、どうすればいいのですか。焼却すればいいのですか。産業廃棄物で処理すれば、かなりの経費がかかります。

【会長】

そのまま林内に残すようにしています。チップにする場合も、伐採時に管は持ち出しますが、枝等はそのまま放置して、5年から10年かけて腐らすような形です。枝等の使い道がまだないことが、現状です。竹の子も食品加工していただける場所が仁井地区にあります。大規模ではありませんが、小規模でしたら数か所あると思いますので、そのへんも巻き込んでやっていけば、効果はあると思います。協力依頼して、淡路市ブランドで販売等できればいいと思います。簡単にはいかないとは思いますが、少なくとも外部から来られた方は購入して帰っています。道の駅等でも売れ残りがないと聞いたこともあります。旅行者は、何らかの地元産のお土産が欲しいと思います。

【会長】

他に何かありますか。

【委員】

特になし

【会長】

他にないようですので、本日の協議事項は全て終了しました。委員の皆様方、貴重なご意見等ありがとうございました。

それでは、進行を事務局に戻します。

【事務局】

会長はじめ委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。検討課題にいたしたいと思います。

では、最後に会長職務代理であります、武田委員より一言よろしく申し上げます。

【会長職務代理】

環境基本計画策定後、それをいかに実行していくかということが重要だと思います。その目安として、進捗管理を確認していく。思うだけではなく、やはり進めていかないといけないので、この報告をもとに次の段階へ進んでいく。報告することにより、現状が把握でき、次に何をすればいいのかが見えてくると思います。次の審議会の時にも委員の皆様、忌憚のない意見をお願いしたいと思います。本日は、ご苦労様でございました。